健発0408第1号 令和4年4月8日

都 道 府 県 知 事 保健所設置市長 特 別 区 長

厚生労働省健康局長 (公印省略)

調理師法施行規則の一部を改正する省令の施行について(施行通知)

調理師法施行規則の一部を改正する省令(令和4年厚生労働省令第81号。以下「改正省令」という。)が別添1のとおり本日公布されたところですが、その改正の趣旨、内容等は下記のとおりですので、貴殿におかれましては、御了知の上、貴管内関係者へ周知いただきますよう、よろしくお願いします。

記

## 1 改正の趣旨

別添2のとおり「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和3年12月21日 閣議決定)において、調理師業務従事者届における届出事項から本籍地都道府県名を削除 することとされたことを踏まえ、調理師法施行規則(昭和33年厚生省令第46号)を改正 するもの。

### 2 改正の内容

調理師法施行規則第4条の2第2項に規定する調理師業務従事者届の届出事項から本籍 地都道府県名を削除するとともに、同令様式第二の二(調理師業務従事者届の様式)につ いて本籍地都道府県名の記載欄を削除する。

その他、調理師法施行規則の本則及び様式第一(調理師免許申請書)について体裁の修 正等の形式修正を行う。

## 3 施行期日

改正省令は公布日(令和4年4月8日)から施行する。

※ 改正省令中の調理師業務従事者届に関する改正規定(調理師法施行規則第4条の2 及び様式第二の二の改正規定)については、令和4年12月31日現在の事項を令和5 年1月15日までに届け出ることとされている調理師業務従事者届から適用されること となる。 1

(号外第78号)

令和四年四月八日

厚生労働大臣

後藤

茂之

令和4年4月8日 金曜日

調理師法施行規則(昭和三十三年厚生省令第四十六号)の一部を次のように改正する。 次の表のように改正する。

				0	0	**		0				0	**		
(略)	第二十一条第二項、第二十三 条第三項	(略)	欄に掲げる字句は同表の下欄に掲げる字句に読み替えて適用するものとする。	6 受託団体が技術審査試験を実施する場合においては、	2~5 (略)	第二十六条(略)	(受託団体による技術審査試験の実施)	3 (略)	三・四 (略)	二住所	(略)	2 法第五条の二第一項の厚生労働省令で定める事項は、	第四条の二(略)	(届出)	改
(略)	厚生労働大臣に	(略)	掲げる字句に読み替えて適用				の実施)								正
(略)	労働大臣に受託団体の長を経由して厚生	(略)	するものとする。	次の表の上欄に掲げる規定中同表の中								次のとおりとする。			後
		I	7 tee	6	2	第		3				2	第		
(略)	条第二項 第二年一条第二項、第二	(略)	欄に掲げる字句は同	受託団体が技術	2~5 (略)	第二十六条(略)	(受託団体によ	(略)	三・四 (略)	二 本籍地都道府県名	一 (略)	法第五条の二第	第四条の二(略)	(届出)	
	第二十三		表の下欄に	審査試験を実施			る技術審査試験の			府県名(日本の		_			改
略)		(略)	欄に掲げる字句は同表の下欄に掲げる字句に読み替えて適用するものとする。	受託団体が技術審査試験を実施する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中			(受託団体による技術審査試験の実施)			<b>/府県名(日本の国籍を有しない者については、その国籍)及び住所</b>		9.一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。			改正

(傍線部分は改正部分)

様式第一(第	5一条関係)
--------	--------

調理師免許申請書										
1 免許取得資格について、該当するどちらかに年月を記入すること。 (1) 調理師法第3条第1号(調理師養成施設卒業) 年 月 卒業 (2) 調理師法第3条第2号(調理師試験合格) 年 月 合格 2 調理師免許取消し処分の有無。(有の場合、その理由及び年月日) 有・無 3 罰金以上の刑に処せられたことの有無。(有の場合、その罪、刑及び刑の確定年月日) 有・無 4 旧姓併記の希望の有無。 有・無										
	、調理師免許を申請します。 年 月 日									
本籍地都道 (国籍										
電話										
住	〒 都道 府県									
(氏名は、)	□籍上の文字で記入すること)									
ふりがな	(氏) (名)									
氏 名		男 性 別								
1	(旧姓)	女								
通称名										
生年月日	昭和       平成     年     月     日       令和     西暦									
都道府県知事 殿										

- 備考 1 該当する不動文字を○で囲むこと。
  - 2 用紙の大きさは、A4とすること。

# 様式第二の二(第四条の二関係)

## 調理師業務従事者届

ふ	り	が	な								
氏			名			性	別	男・女	年 歯	令	歳
住			所	〒 都 府		1				,	
電	話	番	号								
				登録を受けた 都道府県名				登録	番号	第	号
調理	里師名	名簿 3	登録	登録年月日	昭和 平成 令和		Æ	F-	J.		日
				1. 寄宿舎				8.	飲食店	営業	
				2. 学 校	9. 魚介類販売業						
				3. 病 院				10.	そうざ	い製	造業
				4. 事業所				11.	複合型	そう	ざい製造業
				5. 社会福祉施	設			12.	その他		
業務	务に行	注事~	する	6. 介護老人保	健施設						
場所				7. 矯正施設							
			所 在	地							
			電話番	号							
				名	称						
備			考								

(備考) 該当する文字又は数字を○で囲むこと。

## 令和3年の地方からの提案等に関する対応方針(抄)

令和3年12月21日 閣 議 決 定

# 5 義務付け・枠付けの見直し等

# 【厚生労働省】

## (32) 調理師法 (昭 33 法 147)

調理の業務に従事する調理師の届出(5条の2第1項)については、令和4年度の次回届出までに省令を改正し、本籍地都道府県名の記載を削除する。また、「デジタル・ガバメント実行計画」(令和2年12月25日閣議決定)において検討することとされている国家資格証のデジタル化の状況を踏まえて、調理師の届出に関する手続のオンライン化に向けて検討を行い、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。